獣医療法第３条関係

# 診療施設開設届

年　　月　　日

長崎県知事　　様

住　所
氏　名

獣医療法第３条、同法施行規則第１条の規定により、診療施設の開設を下記のとおり届け出ます。

記

１　開設者の氏名及び住所（開設者が法人である場合にあっては、当該法人の名称及び主たる事務所の所在地）並びに開設者が獣医師である場合にあってはその旨。

２　診療施設の名称

３　開設の場所（往診のみの診療の場合はその旨も明記）

４　開設年月日

５　診療施設の構造設備の概要及び平面図

６　管理者の氏名及び住所（開設者が獣医師であって診療施設を管理している場合にあってはその旨）

７　診療業務を行う獣医師の氏名

８　診療の業務の種類

９　開設者が法人である場合にあっては定款又は寄付行為

１０　その他
（獣医師免許証の写し、診療器具、器材、薬品一覧）